

新制度において条例等で定める各基準について

1. 自治体が「条例」で定める必要のある基準について

自治体が条例として定める必要のある基準は、大きく分けて次の3つとなります。

(1) 家庭的保育事業等（地域型保育事業）の設備及び運営に関する基準

地域型保育事業は新制度により、新たに自治体の認可事業として位置づけられます。

地域型保育事業は原則満3歳児未満の保育を必要とする乳幼児（3号認定）に対して提供される事業で、次の4類型に分けられます。

- ・家庭的保育事業
- ・小規模保育事業
- ・居宅訪問型保育事業
- ・事業所内保育事業

これら4つの地域型保育事業の認可基準として定める必要のある主な項目は

- ・児童1人に対して配置すべき職員数
 - ・職員に必要な資格
 - ・児童1人に対して確保すべき施設面積
 - ・給食
- 等となります。

(2) 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準

給付実施主体である自治体が認可施設・認可事業者の中で、施設型給付及び地域型保育給付の対象となる施設・事業者を確認する際の基準を設定する必要があります。

基準として定める必要のある主な項目は

- ・利用開始に伴う基準 ⇒ 利用申込み者に対する説明内容、方法など
- ・教育・保育の提供に伴う基準 ⇒ 幼保連携型認定こども園教育・保育要領、幼稚園教育要領、保育所保育指針等に則った教育・保育の提供など。
- ・管理・運営等に関する基準 ⇒ 施設の運営方針等を定めた運営規程の策定や提示について
- ・情報公表に関する基準 ⇒ 報告や公表が必要な事項の設定について 等となります。

(3) 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準

子ども・子育て関連3法による児童福祉法の改正により、放課後児童クラブの設備及び運営について、省令で定める基準を踏まえ自治体が条例で基準等を定めることになりました。

基準として定める必要のある項目としては

- ・支援の目的
- ・職員の資格と職員数

- ・児童の集団の規模
- ・開所日数と開所時間

2. 自治体が「規則」等で定める必要のある基準について

(1) 保育の必要性の認定基準

新制度においては、実施主体である自治体が、保護者の申請を受け、基準に基づき保育の必要性を認定したうえで、給付を支給する仕組みとなり、保育の必要性の認定については

- ① 「事由」 : 保護者の就労又は疾病等の理由。
- ② 「区分」 : 保育標準時間、保育短時間の2区分（保育必要量）。
- ③ 「優先利用」: ひとり親家庭や虐待の恐れのある子ども等の優先的利用。

について国が基準を設定しますが、就労の下限時間については月48時間から64時間の範囲で自治体が検討し、規則等で定めます。

① 「事由」における主な基準

- ・ 就労
- ・ 妊娠、出産
- ・ 保護者の疾病、障害
- ・ 同居又は長期入院等している親族の介護、看護
- ・ 災害復旧
- ・ 求職活動 ← 新設
- ・ 就学 ← 新設
- ・ 虐待やDVのおそれがあること ←新設
- ・ 育児休業取得時に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること ←新設

② 「区分」における主な基準

保育の提供に当たって、主にフルタイムの就労を想定した「保育標準時間」、主にパートタイムの就労を想定した「保育短時間」の2区分を定め、利用可能な時間をそれぞれ最大11時間・8時間と設定。

③ 「優先利用」における主な基準

- ・ ひとり親家庭
- ・ 生活保護世帯（就労による自立支援に繋がる場合等）
- ・ 生計中心者の失業により、就労の必要性が高い場合
- ・ 虐待やDVのおそれがある場合など、社会的養護が必要な場合
- ・ 子どもが障がいをもつ場合
- ・ 育児休業明け
- ・ 兄弟姉妹（多胎児含む）が同一保育所等の利用を希望する場合

- ・小規模保育事業など地域型保育事業の卒園児
- ・その他市町村が定める場合